

免許センターからのお知らせ

質問票の提出義務について

平成26年6月1日から、道路交通法の一部改正により、免許取得時や免許更新時に質問票を作成提出することが義務付けられます。

1 目的

免許を受けようとする方等が、一定の病気等にかかっているかを把握することによって、免許の拒否や取消し等の行政処分を適切に行い、一定の病気等による交通事故の防止を図るためです。

2 一定の病気等とは

- 統合失調症
- てんかん
- 再発性の失神
- 無自覚性の低血糖症
- そううつ病
- 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- 認知症

に該当する病気(一定の病気)と

- アルコール・麻薬・大麻・あへん又は覚醒剤の中毒者
- のことをいい、運転免許の可否は、医師の診断を参考に公安委員会が判断します。



3 質問票の提出に関して

- 質問票は、免許の取得や更新の申請をする方全員が提出することになります。
- 質問票に記載漏れがあった場合は是正していただきます。
なお、これを拒んだ場合は、以後の免許手続きができません。
- 質問票の記載事項を誤った場合は、新たな質問票を交付しますので、再作成をしていただきます。(誤って記載した質問票は回収し、その場で廃棄します。)
- 虚偽の記載をし、提出した場合には罰則があります。

4 一定の病気等を理由に免許を取り消された場合の再取得について

一定の病気等を理由に免許を取り消された方が、以後病気の回復等により免許を再取得しようとする場合、免許が取り消された日から3年を経過しなければ、学科試験と技能試験が免除されます。

ただし、免許が取り消された日の直近に提出した質問票に虚偽の記載があった場合や、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒を理由に免許を取り消された場合は免除されません。

5 問い合わせ先

福島運転免許センター 024-591-4372

郡山運転免許センター 024-961-2100